

企 第 128 号

平成 29 年 5 月 12 日

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 徳永 重昭 様

佐賀県政策部長 落合 裕二



陸上自衛隊の佐賀空港利用に関する佐賀県有明海漁業協同組合からの質問(2回目)に対する九州防衛局からの回答について(送付)

このことについては、別添のとおり九州防衛局企画部長から回答がありましたので、お送りします。

【担当課】

政策部 企画課

TEL : 0952-25-7503

Email : kikaku@pref.saga.lg.jp

九防企地第4899号
29.5.11

佐賀県政策部長 殿

九州防衛局企画部長



陸上自衛隊の佐賀空港利用に関する佐賀県有明海漁業協同組合からの質問
(2回目) について (回答)

企第642号(平成29年2月2日)により照会された標記について、別紙のとおり回答します。



添付書類：別紙

陸上自衛隊の佐賀空港利用に関する佐賀県有明海漁業協同組合からの質問（平成29年2月2日付け質問に対する回答）

問1再質問 平成28年10月13日付け九防企地第8129号による回答に関して、問1の回答の中で将来的な佐賀空港の米軍の使用については、「全国の他の空港との横並びの中で、佐賀空港の利用を考慮させていただくこととしており、佐賀県にもっぱら負担が集中するような利用は念頭に置いていません」と回答されているが、この回答の意味は、将来的な米軍の佐賀空港の利用の可能性はあるということか。横並びというのは、均等にと捉えてよいか、オスプレイが配備されていることを理由に負担が強まることはないか。

また、「佐賀県にもっぱら負担が集中するような利用は念頭に置いていない」とはどういう意味か。米軍の基地化することはないという意味か。別の意味があるのか。もう少しわかりやすく説明いただきたい。

1. 政府としては、沖縄の負担を全国で分かち合う、できることは全て行うとの基本的な考え方にに基づき、これまで、全国各地における米軍オスプレイの県外訓練等の実施に取り組んできたところであり、全国の他の空港と同様に、佐賀空港についても、米軍オスプレイの県外訓練等に係る利用を考慮させて頂きたいと考えています。

これまで、米軍オスプレイの県外訓練等の実績について、例えば、米軍単独訓練としては、平成28年5月に静岡県及び山梨県、同年7月、10月、11月及び平成29年3月に静岡県、自衛隊との共同訓練としては、平成25年10月に滋賀県、平成26年12月に熊本県、平成28年7月及び11月に長崎県、平成29年3月に新潟県及び群馬県等で行っています。また、米軍オスプレイが参加する防災訓練としては、平成26年10月に和歌山県、平成26年11月に宮崎県、平成28年9月に

長崎県で行っています。

2. ご指摘の「均等」という点については、全ての空港の負担が量的にまったく同じということではありませんが、1. で述べたとおり、沖縄の負担を「全国」で分かち合う取組は既に進行しているところです。

したがって、佐賀空港に米軍オスプレイの県外訓練等が集中することを想定しているわけではありません。いずれにせよ、今後、沖縄の負担軽減の一環として、米軍オスプレイの県外訓練等による佐賀空港の利用を改めてお願いすることとなる場合には、より丁寧な説明に努めていきたいと考えています。

3. また、普天間飛行場に配備している米軍オスプレイについては、辺野古に移駐するため代替施設の工事を進めており、米軍オスプレイを佐賀空港に移駐することは考えておりません。

問 13 再質問 平成28年10月13日付け九防企地第8129号による回答に関して、問13において漁船漁業及び干潟漁業への影響の事前調査については「検討していない」という回答である。この回答について、

- ① 航空機騒音が魚類に与える影響調査結果が、三沢飛行場等を例に提示してあるが、この結果を漁業者にわかるように要約して、提出していただきたい。
- ② 提出資料は、コノシロやシバエビ、ムツゴロウなどは調査の対象となっておらず、三沢飛行場等での調査結果が、コノシロ等にもそのまま適用できるのか説明していただきたい。説明できない場合は、その影響について調査し、結果を出していただきたい。

1. 日本水産資源保護協会によると、一般的に、魚類が音源から遠ざかる反応を示す音圧レベル（威嚇レベル）は140デシベル～160デシベル、これに比べて、魚類にとって快適な音の強さであり、興味のある音であれば音源方向へ寄ってくる音圧レベル（誘致レベル）は110デシベル～130デシベルとされています。
2. 防衛省が過去に三沢飛行場等で行った航空機騒音が魚類に与える影響調査においては、カタクチイワシ・サバ・ボラ・スズキ・サケと幅広い魚種を対象とし、そのうち一番敏感に反応したカタクチイワシについては、124デシベルでは反応せず、134デシベルで弱反応を示し、140デシベル以上で反転反応（魚が驚いて深海に潜るか、音源から遠ざかる反応）を示しています。
3. その上で、平成28年11月に行った米軍MV-22オスプレイによる展示飛行の際、佐賀空港南側場周経路付近で水中音測定を行ったところ、オスプレイの音圧レベルは最大でも102dBでした。また、オスプレイが飛行していない時間帯にお

いても、船舶の走行音などにより、水中では音圧レベル約100デシベル～140デシベルの音が発生していました。

4. これまで、ご指摘のコノシロ・シバエビ・ムツゴロウなどは直接的に調査の対象にしていますが、上記1.～3.を踏まえると、オスプレイの騒音が魚類に与える影響はないと判断することは一定の合理性があると考えています。
5. なお、ご指摘を踏まえ、コノシロに対する影響について、昨年11月に行った展示飛行の際に採取した米軍MV-22オスプレイの音源を用いて実際に調査することを検討しており、具体的な方法等については、改めて調整させていただきたいと考えています。
6. また、陸上自衛隊V-22オスプレイ等を佐賀空港で運用する中で、漁獲高が減少する等の事象が発生する場合には、因果関係を明らかにした上で適切に補償させていただくのは当然であり、漁船への同乗時などの機会を捉えて、万が一の補償等の制度や類似例を含め出来る限り丁寧に説明させていただきたいと考えています。

別添資料：

- ・三沢飛行場等で行った航空機騒音が魚類に与える影響調査の結果
- ・米軍MV-22オスプレイによる展示飛行の際の水中音測定結果

航空機騒音による漁業に及ぼす影響調査

年 度	調 査 地 域	調 査 機 関	対 象 魚 種	調 査 結 果 要 旨
昭和49～ 50年度	三沢飛行場 三沢対地射爆撃場	芝浦工業大学	カタクチイワシ サバ ボラ スズキ サケ	F-4等の戦闘機による各種飛行により生じる空中音及び水中音を測定し、いけすに放したカタクチイワシ、サバ、ボラ、スズキ及びサケに録音した水中音を放音実験した結果、一番敏感に反応したカタクチイワシにおいては、40dB以上(水中音)で反転反応を示し、放音停止後10秒程度で元に戻った。また、水中音圧34dBでは弱反応を示すが、24dBでは反応しなかったため、航空機騒音に対する反応の下限値は、水中音圧30dB程度である。 サバ、サケは50dBで反応し、ボラ、スズキは54dBでも反応を示さなかった。
昭和50年度	築城飛行場	芝浦工業大学	ボラ スズキ	水中音圧54dBの水中入射音をボラとスズキの魚群にそれぞれ放声し実験したが、反応を示さず、航空機騒音が漁業に及ぼす影響はこの種の魚等についてはほとんどないと考え得る。
昭和60・63 年度	三沢飛行場 三沢対地射爆撃場	(社)日本水産 資源保護協会	サケ	昭和60年度に三沢飛行場及び三沢対地射爆撃場先海面で測定された水中音圧は約25～35dBであり、2機種(F-16、F-4)の各3種類の飛行状態の音源を30～60dBの範囲で5dB間隔毎の7段階に音圧を変えて放声実験した結果、30dBではサケの行動変化は見られなかった。35dB以上では反応行動を示したもののいずれの場合も大きな反応行動を示す個体は少なく、しかも極めて短時間のうちに元の状態に戻るものが観察された。網イケス内でのサケでは繰り返し返しの音刺激に対して慣れの現象が見られた。

※ 過去の三沢飛行場等の調査時の単位はデシベル(マイクロバール)を使用。現在使用されているデシベル(マイクログラスカル)への換算は、デシベル(マイクロバール)値に100を加える。(例: 40デシベル(マイクロバール) = 140デシベル(マイクログラスカル))

問 24 12月13日に、沖縄県名護市においてオスプレイが海上に不時着水して機体が大破するという事故が発生したが、防衛省としても原因究明し、その結果について説明していただきたい。

(※県からの5回目の質問のうち、問57と同趣旨)

1. 今般の事故の原因については、現在も米側が調査を行っており、完全に特定するに至ってはいません。しかしながら、夜間の空中給油という高い技能を要するオペレーションが、強風、乱気流といった気象条件下で行われたという環境要因と、搭乗者間の意思疎通等といった人的要因が複合的に重なって発生した可能性があることについては、日米間で見解が一致しました。
2. 防衛省としては、今般の事故発生後、速やかに、防衛大臣から在日米軍司令官に対し、事故原因の究明、安全が確認されるまでの飛行停止等を強く申し入れました。
3. 米側においては、オスプレイの飛行及び空中給油の停止措置をとりましたが、これらを再開するに当たっては、米側だけの判断ではなく、日米間で原因究明と対策等について集中的に協議を行いました。防衛省においては、これまでに米側から得た情報等を踏まえ、今般の事故を引き起こした要因についてあらゆる可能性を分析した上で、防衛省・自衛隊の専門的な知見及び経験に照らして、それらの要因を幅広く網羅する再発防止策を米側が全て実施したことを確認しました。
4. さらに、米側においては、今後とも、空中給油訓練は陸地から離れた海域の上空でしか実施しないこととしており、陸地上の上空や有明海上空では実施しないことも防衛省として確認しました。

5. 現在、米側において、原因究明のための調査が行われているものと承知しておりますが、事故原因の調査には通常数か月を要するものと承知しております。今後、詳細な事故原因についての情報が米側より得られ次第、佐賀県をはじめ関係自治体の皆様に事故原因と安全対策について、丁寧に説明してまいります。
6. いずれにしても、防衛省としては、米軍機の飛行に際しては、安全面の確保が大前提と認識しており、米側に対し、安全面に最大限配慮し、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。
7. また、米軍MV-22オスプレイの不時着水を踏まえた陸上自衛隊V-22オスプレイの安全対策について、改めてご説明できるよう準備を行っているところです。

問 25 12月13日のオスプレイの事故に際し、周辺海域に油や燃料等の流出の有無について、また流出があった場合、油臭の消滅までの期間、漁業被害の有無について説明していただきたい。また、どのような初動態勢がとられたのか説明していただきたい。

1. 防衛省としては、米側から不時着水したMV-22オスプレイからの燃料漏れはなかったことを確認しています。また、不時着水後の環境悪化を予防するための初動対応として、米側は、事故発生後も現場周辺の海域にオイルフェンスを敷設しました。
2. 防衛省は、オスプレイの不時着水事故を受けて、平成28年12月23日及び平成29年1月22日に現場周辺の環境調査(水質・底質・放射能調査)を行いました。その結果、水質・底質調査とともに基準値を下回り、基準がない項目についても沖縄県が実施した調査結果(※)と大きな差違はなく、また、放射能調査においても一般環境と同レベルであったとの調査結果を得たところであり、オスプレイ事故による環境汚染や人の健康に対する影響はなかったものと認識しています。この調査結果については、平成29年4月26日の公表と同時に、佐賀県及び佐賀市をはじめ関係自治体等へ情報を提供したところです(別添)。

(※)沖縄県による環境調査の結果、基準がない項目であっても、県内の一般的な海域と大きな差違はなく、事故による影響は確認されなかった。

(環境調査を実施するまでに10日間要した理由)

3. 平成17年に日米合同委員会で合意された「米軍航空機事故に関するガイドライン」に基づき、事故発生直後から12月22日までの間、現場海域では米軍及び沖縄県警により安全を確保するための規制線が張られ、現場への立ち入りが制限されていました。

(なお、この期間中も、米側はオイルフェンスを敷設し、環境悪化を予防する措置を講じています。)

4. 防衛省としては、地元の方々が懸念されている海洋汚染への影響に対する不安を一日も早く払拭するため、立ち入り規制が解除された翌日の12月23日からオスプレイが不時着水した現場海域において環境調査を実施したところです。

(オスプレイに使用する燃料と残留性について)

5. なお、陸自V-22オスプレイの燃料については、民航機で使用されている航空タービン燃料であるJet A-1を使用する予定です。Jet A-1は、灯油とほぼ同じ成分で作られていることから、自然に分解されずそのまま残留するかという点については、灯油と同等程度と考えています。

(別添)

平成29年4月26日

沖縄防衛局

名護市安部地区地先の水質・底質等調査の結果について

(お知らせ)

当局が平成28年12月23日及び平成29年1月22日に実施した名護市安部地区地先における水質・底質等の環境調査の結果について、下記のとおりお知らせします。

記

1 調査内容

米海兵隊普天間基地所属のMV-22オスプレイが不時着水した名護市安部地区地先の沿岸部において、不時着水付近の海水及び底質を採取し、以下の調査項目について分析を行った。

(1) 調査・採取年月日

① 平成28年12月23日(金) 08:00~10:20

② 平成29年1月22日(日) 09:30~11:30

(2) 調査地点：名護市安部地区地先の沿岸部(別図参照)

(3) 調査試料：海水、底質

(4) 調査項目

ア 水質調査 海水：水質汚濁に係る環境基準の人の健康の保護に関する環境基準項目など(計23項目)

イ 底質調査 底質：底質調査方法(環境省)による一般性状、金属等(12項目)

ウ 放射能調査 調査地点付近での空間放射線量率(ガンマ線) ※①の調査日のみ

2 調査結果

(1) 水質調査

水質については、表1に示すとおりの結果であり、水質汚濁に係る環境基準の人の健康の保護に関する環境基準よりも低い値である。

(2) 底質調査

底質については、表2に示すとおりの結果であり、総水銀及びPCBについては、底質の暫定除去基準よりも低い値である。

また、乾燥減量、強熱減量などの一般性状及び金属等の項目については、沖縄県が実施した調査結果(平成29年1月20日公表)と大きな差違はなかった。

(3) 放射能調査

空間放射線量率は、一般環境と同レベルであった。

3 人への影響

水質及び底質について、環境基準や暫定除去基準を超えている値はないほか、基準がない項目であっても、沖縄県が実施した調査結果と大きな差違はなく、また、放射能についても、特段の異常は確認されていない。

以上のことから、水質、底質及び放射能の観点において、本件事故による環境汚染や人の健康に対する影響はないものと思われる。

以 上

1 調査地点（別図）



2 調査結果

(1) 水質調査

表1（別紙1）のとおり。

(2) 底質調査

表2（別紙2）のとおり

(3) 放射能調査（再掲載）

調査地点	空間放射線量率（ $\mu\text{Sv/h}$ ）
調査地点（上記1）付近の岩場	0.06

注1：空間放射線量率は、現地にてNaIシンチレーション計で測定

2：那覇市(県庁舎付近)の空間放射線量率（平成27年度）：0.042～0.073 $\mu\text{Sv/h}$

表1 水質調査

項目	環境基準	測定値											
		(H28.12.23採取)											
		調査地点①	調査地点②	調査地点③	調査地点④	調査地点⑤	調査地点⑥	調査地点⑦	調査地点⑧				
カドミウム (mg/L)	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン (mg/L)	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛 (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム (mg/L)	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素 (mg/L)	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀 (mg/L)	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀 (mg/L)	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB (mg/L)	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン (mg/L)	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素 (mg/L)	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	10以下	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
油分(n-ヘキサン抽出物質) (mg/L)	出されないこと	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5

注1:「検出されないこと」とは、その結果が各項目に応じた測定方法の定量限界を下回ることをいう。

2:上記測定値の「<」記号は、定量下限値未満の低い値であることを表す。

表2 底質調査

項目	底質暫定 除去基準	濃 定 値 (H29.1.22採取)										
		(H28.12.23採取)										
		調査地点①	調査地点②	調査地点③	調査地点④	調査地点⑤	調査地点⑥	調査地点⑦	調査地点⑧			
カドミウム (mg/kg)	—	0.03	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
全シアン (mg/kg)	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛 (mg/kg)	—	1.4	1.5	1.4	2.0	1.1	1.0	1.6	1.1	1.0	1.6	1.1
六価クロム (mg/kg)	—	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
砒素 (mg/kg)	—	4.7	2.8	3.8	2.4	2.3	3.4	3.2	2.3	3.4	3.2	2.4
総水銀 (mg/kg)	25以上	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.05	0.01	0.01	0.05	0.01	0.02
アルキル水銀 (mg/kg)	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
PCB (mg/kg)	10以上	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
乾燥減量 (%)	—	20.5	24.4	26.6	26.1	27.7	25.9	27.4	27.7	25.9	27.4	24.3
強熱減量 (%)	—	4.6	3.7	3.2	4.7	4.6	3.1	4.0	4.6	3.1	4.0	3.4
化学的酸素要求量(CODsed) (mg/kg)	—	0.9	1.1	1.5	1.2	1.4	1.2	1.3	1.4	1.2	1.3	1.1
油分(n-ヘキサン抽出物質) (mg/kg)	—	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

注:上記測定値の「<」記号は、定算下限値未満の値であることを表す。

(参考) 底質調査[土壤汚染にかかる環境基準]

項 目	環境基準 (参考)	測 定 値	
		(H28.12.23採取)	調査地点①
カドミウム (mg/L)	0.01以下	<0.001	
全シアン (mg/L)	検出されないこと	<0.1	
鉛 (mg/L)	0.01以下	<0.001	
六価クロム (mg/L)	0.05以下	<0.02	
砒素 (mg/L)	0.01以下	0.005	
総水銀 (mg/L)	0.0005以下	<0.0005	
アルキル水銀 (mg/L)	検出されないこと	<0.0005	
PCB (mg/L)	検出されないこと	<0.0005	

注1:「検出されないこと」とは、その結果が各項目に応じた測定方法の定量限界を下回ることをいう。

2:上記測定値の「<」記号は、定量下限値未満の低い値であることを表す。

問 26 12月13日のオスプレイの事故発生に伴い、仮に佐賀空港に配備されれば、「有明海にも墮ちる可能性も否定できない」、「ノリの漁期中に墜落でもすれば甚大な被害が出る」という不安の声が上がっている。オスプレイはこれまで事故率も低く安全だという趣旨の説明をしてこられたが、今でもその考えに変わりはないか。

(※県からの5回目の質問のうち、再質問(問29 関連)及び再質問(問31、32 関連)と同趣旨)

1. MV-22オスプレイは、平成17年(2005年)に米政府がその安全性・信頼性を確認した上で、量産が開始されたものです。
2. 政府としては、MV-22オスプレイの普天間飛行場への配備に先立ち独自に安全性を確認しています。具体的には、
 - 防衛省・国交省・大学教授など政府内外の航空技術・航空安全や事故調査の専門家、航空機パイロット等から成る分析評価チームを設置し、また、
 - チーム員を米国に派遣して米軍における過去の事故の原因を独自に分析することなどにより、我が国におけるMV-22オスプレイの運用の安全性を確認しています。
3. これに加え、平成26年、我が国もMV-22と同型機のV-22オスプレイを導入することを決定しましたが、その検討過程において、改めて、各種技術情報を収集・分析し、安全な機体であることを再確認しています。
4. なお、航空機事故は整備や操作ミス等の機体以外の要因でも発生するため、事故率のみをもって機体の安全性を評価することは適当ではないと考えています。

5. 今般の沖縄県名護市沖における事故の原因については、現在も米側が調査を行っており、完全に特定するには至っておりません。夜間の空中給油という高い技能を要するオペレーションが、強風、乱気流といった気象条件下で行われていたという環境要因と、搭乗員間の意思疎通等といった人的要因が複合的に重なって発生した可能性があることについては、日米間で見解が一致しました。

6. また、防衛省においては、これまで米側から得られた情報等を踏まえ、今般の事故を引き起こした要因についてあらゆる可能性を分析した上で、防衛省・自衛隊の専門的な知見及び経験に照らして、それらの要因を幅広く網羅する再発防止策を米側が全て実施したことを確認しました。

さらに、米側においては、今後とも、空中給油訓練は陸地から離れた海域の上空でしか実施しないこととしており、陸地上空や有明海上空では実施しないことも防衛省として確認しました。

問 27 安倍首相が10月13日の参議院予算委員会で「米軍の訓練の一部は佐賀で行うことで進めている」と答弁されているが、この答弁の趣旨は、将来的に米軍に佐賀空港を利用させることは政府としてはすでに決めているということか。

発言の真意を防衛省として確認し、公的な文書として提出していただきたい。

1. 10月13日の参議院予算委員会において安倍総理は、在沖米軍オスプレイの訓練移転に関し、「訓練の一部は、佐賀で行われるということで、これは進めているわけであります」と答弁しました。
2. 米軍オスプレイの沖縄県外への訓練移転については、これまでも申し上げてきたとおり、沖縄の負担を全国で分かち合うとの観点から、全国の他の空港と同様、佐賀空港の利用も考慮させて頂きたいと考えています。
3. 安倍総理の答弁は、こうした認識を前提とした上で、訓練移転について佐賀空港を、一つの例示として述べたものです。この点については、10月28日（金）の衆議院内閣委員会において、菅官房長官が、米軍オスプレイの訓練移転を「今、全国でお願いしている。そういう中の事例として総理は申し上げたという、こういう風に私も理解していますし、総理と直接話もいたしております。」と答弁しています。

第百九十二回国会 衆議院 内閣委員会議録 第五号

平成二十八年十月二十八日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 秋元 司君

理事 谷川 弥一君 理事 平井たかく君

理事 ふくだ隆之君 理事 牧島かれん君

理事 松本 文明君 理事 緒方林太郎君

理事 神山 洋介君 理事 佐藤 茂樹君

青山 周平君 池田 佳隆君

石崎 徹君 岩田 和親君

大岡 敏孝君 大隈 和英君

大西 宏幸君 岡下 昌平君

神谷 昇君 木内 均君

國場幸之助君 今野 智博君

武部 新君 武村 展英君

中山 辰宏君 長坂 康正君

長島 忠美君 務台 俊介君

和田 義徳君 井出 庸生君

大串 博志君 金子 惠美君

高井 榮志君 辻元 清美君

角田 秀穂君 濱村 進君

池内さおり君 島津 幸広君

酒野 靖人君

内閣府大臣政務官 務台 俊介君

内閣官房内閣審議官 向井 治紀君

内閣官房内閣審議官 永井 達也君

内閣官房内閣審議官 鈴木 達也君

内閣官房内閣審議官 石田 高久君

内閣官房内閣審議官 田中 勝也君

内閣官房内閣審議官 内閣審議官 三角 育生君

内閣官房内閣審議官 内閣審議官 緒方 俊則君

内閣官房内閣審議官 内閣審議官 西崎 文平君

内閣官房内閣審議官 内閣審議官 官島 昭夫君

内閣官房内閣審議官 内閣審議官 三浦 正充君

内閣官房内閣審議官 内閣審議官 井上 勲志君

内閣官房内閣審議官 内閣審議官 松本 光弘君

内閣官房内閣審議官 内閣審議官 宮地 毅君

内閣官房内閣審議官 内閣審議官 開出 英之君

内閣官房内閣審議官 内閣審議官 加藤 俊治君

内閣官房内閣審議官 内閣審議官 佐々木聖子君

内閣府大臣政務官

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

務台 俊介君

向井 治紀君

永井 達也君

鈴木 達也君

石田 高久君

田中 勝也君

内閣審議官

三角 育生君

緒方 俊則君

西崎 文平君

官島 昭夫君

三浦 正充君

井上 勲志君

松本 光弘君

宮地 毅君

開出 英之君

加藤 俊治君

佐々木聖子君

杉山 治樹君

木村 徹也君

政府参考人

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

内閣官房大臣官房審議官

警察に関する件

○秋元委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び

給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制

度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に

関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及

び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、参考人として独立行政

法人都市再生機構理事伊藤治君の出席を求め、意

見を聴取することとし、また、政府参考人として

内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣官房内閣審

議官永井達也君、内閣官房内閣審議官鈴木達也君、

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリ

ンピック競技大会推進本部事務局セキユリテイ推

進統括官石田高久君、内閣官房内閣情報調査室内

閣審議官田中勝也君、内閣官房内閣審議官三浦育

生君、内閣府大臣官房審議官緒方俊則君、内閣府

政策統括官西崎文平君、内閣府国際平和協力本部

事務局局長官島昭夫君、警察庁長官官房長三浦正充

君、警察庁交通部長井上勲志君、警察庁警備局長

松本光弘君、総務省大臣官房審議官宮地毅君、総

務省大臣官房審議官開出英之君、法務省大臣官房

審議官加藤俊治君、法務省大臣官房審議官佐々木

聖子君、公安調査庁次長杉山治樹君、スポーツ庁

審議官木村徹也君、国土交通省大臣官房審議官石

田優君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存

しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○秋元委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○秋元委員長 質疑の申し出がありますので、順

第一類第一号 内閣委員会議録第五号 平成二十八年十月二十八日

次に、沖縄の負担軽減に関して少々質問させていただきます。沖縄の負担軽減に関して一つ非常に気になる発言が最近あったことに関してのお問い合わせをさせていただきます。

十月十三日の参議院の方での議論、儀間さんの質疑に対して、安倍総理からの答弁で、沖縄普天間の空中給油機の十五機につきまして、これは山口県の岩国基地に全機移駐をしたわけでございませぬ、また、訓練の一部は佐賀で行うということでは、このオスブレイの整備は、これは千葉県木更津ですね、木更津で行うということも進めつつ、こういうふうに行われています。

しかし、この佐賀空港におけるオスブレイ配備に関しては、米側、米軍ですね、米海兵隊のことをどうするかという論点に関しては、そもそも、この話が起った平成二十六年七月、八月ですね、最初、武田防衛副大臣は、米海兵隊の佐賀空港暫定利用を要請されました。その後、小野寺防衛大臣が、訓練移駐、こういうふうに行われました。これに関して佐賀県内でも大きな議論がありました。これを受けて、二十七年十月二十九日、中谷防衛大臣、当時、米海兵隊による佐賀空港の使用に関しては、これは切り離します、要請としては取り下げます、こういうふうに行われました。

その後の防衛省からの説明は、ずっと一貫して、沖縄の負担軽減は行わなければならない、そういう意味において、他空港との横並びで、この負担軽減を佐賀空港にも受けてもらうことはあり得るかもしれませんが、こういったラインだったんで、佐賀で行うということでは進めているわけでありまして、佐賀県は、これまでの説明と全く違っています。これは佐賀県の方でも大きな混乱を呼んでいます。

やはり、政府の意図は陰ではここにあるんだというふうな理解にどうしてもなります。そういう意味からすると、総理の発言ですから、これは極めて重い受け取らざるを得ません。

本日は総理にこれをお尋ねできればいいんですけども、機会がなかったもので、これは政権を預かる官房長官にぜひ、防衛省がこれまで言ってきた、他空港との横並びで、沖縄の負担軽減を受けた、空軍と横並びで、沖縄の負担軽減を受けた、持ってくださいという話なのであれば、この総理の、訓練の一部は佐賀で行うということでは進めているわけでありまして、このかたの答弁は撤回していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

菅国務大臣 質問していただきまして、ありがとうございます。実は、総理は、今委員から御指摘ありましたように、米軍オスブレイの訓練移駐に関して、訓練の一部は佐賀で行われるということでは進めているわけでありまして、このかたの答弁は撤回していただきたいと思っております。

米軍オスブレイの沖縄県外への訓練移駐については、これまでも、私も、機会あるごとに、県知事会を初め全国の皆さんに、負担軽減を全国で分かち合うという、その観点からお願いをしているところでもあります。佐賀空港におきまして、そうした全国の他の空港と同様に利用させていただきたい、こういうお願いを防衛省で具体的にさせていただいておられるというふうに思います。

総理の答弁は、こうした認識を前提とした上で、訓練移駐についても佐賀空港を一つの例示として述べた、このように私は総理と話しておりますので、一つの事例として、従来の説明の中の、全国の受け入れ先の、ぜひオスブレイを、訓練を期間限定でもしてほしいというところ、今お願ひしておりますので、それと同じような意味合いで総理が答弁をされたということではあります。このことを私から明確に否定させていただきたいと思っております。

○大串(博)委員 佐賀県の受けとめ方はそうじゃないんですよ。他空港との横並びで、佐賀にもお願ひしますという話を聞きながら、いやいや、

他空港で自衛隊のオスブレイが入ると言われているところは、やはり、内々、将来、米海兵隊のオスブレイをお願いしなすと言われるんじゃないか、そういうふうな魂胆ではないかとみんな思うわけですね。だからこそ聞かれています。総理の発言は、訓練の一部は佐賀で行うということでは進めているわけでありまして、一つの例示、とんでもない、一つの例示とはとても言えないですよ。こういう、誤解を生むような表現というふうにおっしゃいましたけれども、一つの例示とはとても言えない発言なので、私は、これは明確に官房長官の口から、総理のこの発言は撤回しますと、お聞きすべきではないか、それぐらいい言葉の意味としては離れていることだと思っております。これはぜひ撤回すべきだと思っております。

菅国務大臣 今委員の言われたような意図で総理が申し上げたのではなくて、佐賀空港においても、全国の空港と同じようにオスブレイの訓練をぜひ引き受けてほしいという、今全国でお願ひしている、そういう中の一例として総理は申し上げた、こういうふうにも私も理解をしております。総理と直接話もいたしております。

○大串(博)委員 撤回なさらないんですね。意図はそうだったとおっしゃいますけれども、予算委員会では総理が明確に言っていることですよ。これは重い。重いですよ。それを、いやいや、そう言ったけれども意図はそうじゃない、いやいや、言っても、なかなか県民に通じるものではない。県民に大変な重い決断を、あるいは重い話を持ってこられていたわけですね。ここは真摯に、明らかにでないものがあつたら取り消すというふうにするべきだと私は思います。しかし、それをされない。この不誠実な態度の中でこの話がどのくらい進むのか、私は非常に疑問に思います。そのことを県民の声としてお伝えさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○秋元委員長 次に、井出庸生君。

○井出委員 民進党、信州長野の井出庸生です。本日は、松本国家公安委員会委員長と金田大臣に伺ってまいります。松本国家公安委員長とは、特定秘密の情報監視審査会でも委員だったということもあり、ぜひそのときの志を引き継ぎ新たな任務でも全うしていただきますよう、お願ひを申し上げます。きょうは、テロのことについて伺ってみたい。二〇二〇年に東京オリンピックがあるというところで、テロ対策の重要性が一層言われるようになった。また、昨今の報道では、法務委員会の所管となりますが、共謀罪の議論もあります。そういうことを念頭に、テロというものについて少し根本的なところから考えてみたい。

アメリカでは、テロという言葉が合衆国の法典に定義をされておりまして、例えば国際テロという定義について申し上げますと、暴力行為または人命に危険を及ぼす行為であり、米軍または州の刑法違反となる行為、もしくは米軍または州の司法管轄権内で行われた場合に犯罪行為となる行為にかかわる活動。それから、以下のいずれかのことを実行する意図が明らかに認められる活動として、民間人を脅迫または威圧すること。脅迫または威圧により政府の政策に影響を与えること。大量破壊活動、暗殺または誘拐により政府の行動に影響を与えること。その実行手段、脅迫または威圧の対象者、実行犯の活動場所、または潜伏先に鑑みて、主として米国の領域的司法管轄権の域外または国境を越えて実行される活動。

同様に、国内テロについても定義があるのですが、国際、国内の違いはあれ、共通しているのは、暴力行為または人命に危険を及ぼす行為であり、米軍や州の刑法の違反となる行為である。それから、民間人への脅迫、威圧。政府の政策に影響を与える。大量破壊活動、暗殺または誘拐により政府の行動に影響を与える。ここは、国際であろうと国内であろうと、テロとして共通の定義をされているわけですね。

日本において、では、テロとはどういう定義が

問 28 自衛隊機による低空飛行訓練は、脊振山周辺で行われていたと認識しているが、オスプレイも同様の訓練区域を予定しているのか。また、有明海域での各種訓練の予定もあるのか。

1. 陸上自衛隊に導入予定のV-22オスプレイによる訓練内容については、現時点では決まっておらず、今後検討していくことになるため、お答えできる段階にはありません。その上で、V-22オスプレイで低空飛行訓練を行う場合には、背振山周辺を含め、予め設定された低空飛行訓練空域で行うこととなりますが、有明海上空では実施しません。
2. なお、基本操縦訓練（※）については、場周経路を含め、有明海上空を使用することが想定されます。なお、本訓練はこれまでご説明している一日60回の佐賀空港の利用に含まれています。

（※）操縦士が航空機の基本的性能を理解し、出発地から目的地までの飛行を行うために必要な知識及び技能を習得するための訓練

問 29 一日の離発着回数は60回と説明されているが、駐屯地開設後の騒音等の一日の環境の変化をイメージするため、現在想定されている8時から17時までの運用時間内に60回実践形式でデモフライトを行っていただきたい。

編隊飛行をする場合は、編隊飛行も組み込んでデモフライトを実施していただきたい。

なお、オスプレイの利用について米軍との調整が困難な場合は、自衛隊機のみでも実施していただきたい。

1. 米軍MV-22オスプレイではなく、目達原駐屯地等に所在する自衛隊機を複数機用いて展示飛行を行うことは可能です。
2. 他方、ご指摘の展示飛行については、V-22オスプレイ等を運用するために必要となる駐機場などの関連施設を佐賀空港において整備していない中、民航機の運行に影響を与えない範囲で、佐賀空港の既存施設のみを用いて行うことになるため、昨年11月に行った米軍MV-22オスプレイによる展示飛行のように、特定の時間帯に限定して自衛隊機を可能な限り多く離発着させる形にならざるを得ないことはご理解ください。

問 30 1 1月 8日に実施されたデモフライト時における空中音と水中音の関係を示していただきたい。水中音の測定結果から、コノシロ漁への影響評価をして、説明いただきたい。なお、説明に際しては「思う」という主観的な説明ではなく、科学的、客観的な解説をして説明していただきたい。

1. 日本水産資源保護協会によると、一般的に、魚類が音源から遠ざかる反応を示す音圧レベル（威嚇レベル）は140デシベル～160デシベル、これに比べて、魚類にとって快適な音の強さであり、興味のある音であれば音源方向へ寄ってくる音圧レベル（誘致レベル）は110デシベル～130デシベルとされています。
2. 防衛省が過去に三沢飛行場等で行った航空機騒音が魚類に与える影響調査においては、カタクチイワシ・サバ・ボラ・スズキ・サケと幅広い魚種を対象とし、そのうち一番敏感に反応したカタクチイワシについては、124デシベルでは反応せず、134デシベルで弱反応を示し、140デシベル以上で反転反応を示しています。
3. その上で、平成28年11月に行った米軍MV-22オスプレイによる展示飛行の際、佐賀空港南側場周経路付近で水中音測定を行ったところ、オスプレイの音圧レベルは最大でも102dBでした。また、オスプレイが飛行していない時間帯においても、船舶の走行音などにより、水中では音圧レベル約100デシベル～140デシベルの音が発生していました。
4. これまで、ご指摘のコノシロ・シバエビ・ムツゴロウなどは直接的に調査の対象にしていますが、上記1.～3.を踏まえると、オスプレイの騒音が魚類に与える影響はないと判断することは一定の合理性があると考えています。

5. なお、ご指摘を踏まえ、コノシロに対する影響について、昨年11月に行った展示飛行の際に採取した米軍MV-22オスプレイの音源を用いて実際に調査することを検討しており、具体的な方法等については、改めて調整させていただきたいと考えています。
6. また、陸上自衛隊V-22オスプレイ等を佐賀空港で運用する中で、漁獲高が減少する等の事象が発生する場合には、因果関係を明らかにした上で適切に補償させていただくのは当然であり、また、漁船への同乗時などの機会を捉えて、万が一の補償等の制度や類似例を含め出来る限り丁寧に説明させていただきたいと考えています。
7. なお、平成28年11月に行った米軍MV-22オスプレイによる展示飛行の際、佐賀空港南側場周経路付近で測定した空中音と水中音の測定結果は別添のとおりです。

問 31 木更津においてオスプレイ及び自衛隊機でのデモフライトが行われたと聞いているが、その結果をわかりやすく要約して示していただきたい。

1. 防衛省は、昨年10月24日、木更津駐屯地の地元からの要請を踏まえ、米海兵隊MV-22オスプレイと木更津駐屯地に配備されている陸自CH-47JAとの騒音比較を実施しました。
2. 当該騒音比較では、MV-22オスプレイとCH-47JAそれぞれが木更津駐屯地における飛行経路（場周経路）を飛行した際の騒音について、木更津駐屯地（①）、航空自衛隊木更津分屯基地（②）（※1）及び木更津下水処理場（③）（※2）の3カ所で測定しました。その結果、いずれの測定地点においても、MV-22オスプレイとCH-47JAは同程度の騒音レベルでした。
（※1）駐屯地から北側へ約2kmの地点、（※2）駐屯地から南側へ約2.4kmの地点
3. また、MV-22オスプレイとCH-47JAが、それぞれ木更津駐屯地内でホバリングを実施した際の騒音も上記3カ所で測定しました。その結果、木更津駐屯地（①）での騒音レベルはMV-22オスプレイがCH-47JAを上回ったものの、駐屯地外の測定地点（②③）での騒音レベルは周囲の生活音の騒音レベルと区別できない程度でした。

木更津駐屯地における米海兵隊MV-22オスプレイと陸自CH-47JAの騒音比較の結果について

28. 11. 8
防衛装備庁

□ 平成28年10月24日(月)、防衛省は、木更津駐屯地において、米海兵隊MV-22オスプレイ及び陸上自衛隊CH-47JAをそれぞれ飛行させ騒音を測定

□ 各騒音の測定値を比較した結果、次の点を確認(細部は別紙のとおり)

【場周経路の飛行】

➢ いずれの測定地点においても、MV-22オスプレイと、CH-47JAは、**同程度**

【駐屯地内でのホバリング】

➢ **地域住民の生活区域に近い駐屯地外の測定地点**(木更津下水処理場及び航空自衛隊木更津分屯基地)においては、MV-22オスプレイとCH-47JAのいずれも**周囲の生活音に包含されており、区別ができない程度**であること

➢ 一方で、**ホバリングを実施している場所に近い駐屯地内の測定地点**においては、**MV-22オスプレイが、CH-47JAを上回っていること**

□ 防衛省としては、日米オスプレイの共通整備基盤について、引き続き、木更津市等に丁寧に説明を行いつつ、米国政府等との所要の調整を進めていく考え

※ 今回の騒音比較では、木更津駐屯地、木更津下水処理場及び航空自衛隊木更津分屯基地の3ヶ所で測定を実施。

場周経路を飛行した際の騒音比較の結果(騒音の最大値)

別紙1

場周経路飛行時の騒音比較



【測定地点①】 木更津駐屯地内清走路近く

	測定(1回目)	測定(2回目)	測定(3回目)
MV-22 ※1	75dB	75dB	75dB
CH-47JA※2	75dB	77dB	77dB

(参考)CH-47JAが、オスプレイが利用することとなる場周経路を飛行した際の騒音の最大値: 測定(1回目) 73dB、測定(2回目) 73dB、測定(3回目) 72dB

【測定地点②】 木更津下水処理場(木更津駐屯地から直線約2.4kmの地点)

	測定(1回目)	測定(2回目)	測定(3回目)
MV-22 ※1	63dB	65dB	69dB
CH-47JA※2	78dB	78dB	71dB

(参考)CH-47JAが、オスプレイが利用することとなる場周経路を飛行した際の騒音の最大値: 測定(1回目) 71dB、測定(2回目) 70dB、測定(3回目) 67dB

【測定地点③】 航空自衛隊木更津分屯基地(木更津駐屯地から直線約2kmの地点)

	測定(1回目)	測定(2回目)	測定(3回目)
MV-22 ※1	62dB	62dB	66dB
CH-47JA※2	64dB	63dB	61dB

(参考)CH-47JAが、オスプレイが利用することとなる場周経路を飛行した際の騒音の最大値: 測定(1回目) 65dB、測定(2回目) 64dB、測定(3回目) 63dB

※1 整備開始後、オスプレイが利用することとなる場周経路を飛行した際の騒音の最大値
 ※2 現在、CH-47JAが利用している場周経路を飛行した際の騒音の最大値
 ※3 測定値は、気象条件や地形、地上の状況等、騒音測定時の条件の違いによって変化

問 32 佐賀空港地先の湾奥部で、コノシロ漁が実施される7～8月期にオスプレイあるいは自衛隊機でのデモフライト及び騒音測定をしていただきたい。その際、投網漁の漁船に防衛省の方に乗船していただき、漁の実態を見ていただきたい。

1. コノシロ漁が実施される7～8月に展示飛行を実施することについては、問29でご要望いただいている展示飛行と兼ねて対応させていただくことは可能です。
2. 他方、オスプレイの騒音がコノシロ漁に与える影響については、問30に対する回答でお答えしたとおり、昨年11月に行った展示飛行の際に採取した米軍MV-22オスプレイの音源を用いて実際に調査することがより適切と考えているため、追加的に騒音測定を行うことは考えていません。
3. なお、漁船への同乗については可能な限り早く行わせていただき、有明海におけるコノシロ漁の実態について理解を深めさせていただきたいと考えております。

問 33 漁船漁業者も騒音で魚が逃げるなどして影響が出るのではないかと心配されている。ついては、漁船漁業者（投網業者）に対して、騒音の影響などについて直接説明をしていただきたい。

1. 平成29年2月3日に佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所において、平成28年11月に行った米軍MV-22オスプレイによる展示飛行の際、佐賀空港南側場周経路付近で水中音測定を行った結果についてご説明させていただきました。
2. 防衛省としては、漁船への乗船時などの機会を捉えて万が一の補償等の制度や類似例を含めできる限り丁寧に説明させていただきたいと考えています。